

第130回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年8月29日(木) 午前10時

場所 大阪市中央区南船場四丁目3番2号
ヒューリック心斎橋ビル7階

開催場所を前回開催の定時株主総会会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

目次

● 第130回定時株主総会招集ご通知	1
● 株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
第6号議案 会計監査人選任の件	
● 添付書類	
事業報告	15
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42

SUMINOE

証券コード:3501

株 主 各 位

(証券コード 3501)

2019年8月9日

大阪市中央区南船場三丁目11番20号

住 江 織 物 株 式 会 社

取締役会長兼社長 吉 川 一 三

第130回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年8月28日（水曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年8月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区南船場四丁目3番2号 ヒューリック心斎橋ビル7階

開催場所を前回開催の定時株主総会会場から変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第130期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第130期（2018年6月1日から2019年5月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第6号議案 会計監査人選任の件

報告事項および決議事項の内容につきましては次頁以降に記載のとおりであります。

以 上

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2019年8月29日(木曜日)
午前10時

当日ご出席願えない場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2019年8月28日(水曜日)
午後5時15分到着分まで

◎当社は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://suminoe.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- (1) 連結計算書類の連結注記表
- (2) 計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している各書類であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://suminoe.co.jp/>) に掲載させていただきます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主のみなさまへの利益還元が重要な経営課題であると認識し、事業業績に応じた安定的な配当を行っていく所存であります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境および今後の事業展開に備えるための内部留保等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金 銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき 35円

総 額 239,561,175円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年8月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	吉川 一三 よしかわ いちぞう	再任 代表取締役 取締役会長兼社長	100% (9回/9回)
2	谷原 義明 たに はら よしあき	再任 代表取締役 専務取締役	100% (9回/9回)
3	飯田 均 いいだ ひとし	再任 代表取締役 専務取締役	100% (9回/9回)
4	沢井 克之 さわ い かつゆき	再任 取締役	100% (9回/9回)
5	永田 鉄平 なが た てっぺい	再任 取締役	100% (9回/9回)
6	清水 春生 しみず はるお	再任 社外 独立役員 取締役	100% (9回/9回)
7	横田 隆司 よこ た たかし	再任 社外 取締役	100% (9回/9回)
8	野村 公平 の むら こうへい	再任 社外 独立役員 取締役	100% (7回/7回)

(注) 取締役野村公平氏につきましては、2018年8月30日就任後の状況を記載しております。

候補者
番号 1

よし かわ いち ぞう
吉川 一三

再任

生年月日

1946年5月20日

所有する当社の株式数

8,632株

取締役会出席状況

100% (9回/9回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年4月 当社入社
2002年8月 当社取締役
2005年8月 当社代表取締役社長
2009年12月 スミノエ テイジン テクノ株式会社代表取締役社長
2016年5月 株式会社近鉄百貨店社外取締役 (現在)
2016年6月 当社代表取締役会長 (現在)
株式会社エクセディ社外取締役 (現在)
2016年7月 当社代表取締役社長兼務 (現在)

取締役候補者とした理由

当社代表取締役として長年にわたる経営経験を通して、経営全般、グローバルな事業経営および管理・運営業務に知見を有し、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号 2

たに はら よし あき
谷原 義明

再任

生年月日

1953年4月11日

所有する当社の株式数

4,937株

取締役会出席状況

100% (9回/9回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月 当社入社
2008年8月 当社取締役
当社上席執行役員 (現在)
当社インテリア事業部門長
2011年8月 当社常務取締役
2013年8月 当社代表取締役
2015年8月 当社代表取締役専務 (現在)
2016年7月 当社産業資材事業部門長 (現在)
2016年8月 スミノエ テイジン テクノ株式会社代表取締役社長 (現在)
Suminoe Textile of America Corporation CEO (現在)
T.C.H. Suminoe Co.,Ltd. CEO (現在)
2017年8月 住江互太 (広州) 汽車繊維製品有限公司董事長 (現在)

取締役候補者とした理由

インテリア事業部門における豊富な業務経験を有するとともに、2008年8月から同部門の事業部門長を務め、2016年7月からはその経営手腕を産業資材事業部門のトップとしても発揮し、健全性・透明性の向上により、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号 3

い い だ ひ と し
飯 田 均

再任

生年月日

1951年4月4日

所有する当社の株式数

3,753株

取締役会出席状況

100% (9回/9回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1975年4月 当社入社
2008年8月 当社取締役
当社上席執行役員（現在）
当社経営統括室長
2011年8月 当社経営統括室CSR推進室部長
2013年8月 当社常務取締役
当社管理本部長（現在）
2016年7月 当社代表取締役専務（現在）
当社社長補佐（現在）

取締役候補者とした理由

経営企画、CSR、管理本部における豊富な業務経験を有するとともに、2008年8月の就任以降、取締役として当社グループの経営の中核を担っており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号 4

さ わ い かつ ゆ き
沢 井 克 之

再任

生年月日

1956年1月18日

所有する当社の株式数

2,856株

取締役会出席状況

100% (9回/9回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年3月 当社入社
2008年8月 当社執行役員
株式会社スミノエ常務取締役
2013年8月 当社上席執行役員（現在）
2015年8月 株式会社スミノエ専務取締役
2016年7月 当社インテリア事業部門長（現在）
株式会社スミノエ代表取締役社長（現在）
2016年8月 当社取締役（現在）

取締役候補者とした理由

インテリア事業部門における豊富な業務経験を有するとともに、2006年8月から同部門の中核を占める株式会社スミノエの取締役を務めており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

株主総会参考書類

候補者
番号

5

なが た てっ ぺい
永田鉄平

再任

生年月日

1957年3月17日

所有する当社の株式数

2,498株

取締役会出席状況

100% (9回/9回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社
2012年8月 当社執行役員
当社機能資材事業部門長
2016年11月 当社管理本部経営企画室部長 (現在)
当社CSR推進室部長 (現在)
2017年8月 当社取締役 (現在)
当社上席執行役員 (現在)

取締役候補者とした理由

機能資材事業部門における豊富な業務経験を有するとともに、2016年11月からCSR推進室および経営企画室の部長に就任し、CSRの推進、経営計画の取りまとめ、IRの責任者を務めており、引き続き当社の経営への貢献を期待できることから取締役候補者となりました。

候補者
番号

6

しみず はる お
清水春生

再任

社外

独立役員

生年月日

1947年1月7日

所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

100% (9回/9回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年2月 株式会社大金製作所 (現 株式会社エクセディ) 入社
1994年6月 同社取締役
2006年6月 同社代表取締役社長
2015年4月 同社取締役会長
2016年6月 同社相談役
バンドー化学株式会社社外取締役監査等委員 (現在)
2016年8月 当社社外取締役 (現在)

社外取締役候補者とした理由

株式会社エクセディの経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に資する有用な意見・提言をいただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号 **7**

よこ た たか し
横田 隆司

再任

社外

生年月日

1955年9月27日

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
100% (9回/9回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 株式会社高島屋入社
2013年2月 同社執行役員京都店長
2014年2月 同社執行役員MD本部副本部長、MD政策室長
2015年3月 同社執行役員MD本部副本部長
2015年9月 同社執行役員MD本部副本部長、食料品PB部長（現在）
2017年8月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

株式会社高島屋の執行役員として培われた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の向上に資する有用な意見・提言をいただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、株式会社高島屋は当社の株式を13%所有する主要株主であります。取引上の関係は、売上・仕入金額とも全体の1%未満であり、利益相反の生じるおそれはないと判断しました。

候補者番号 **8**

の むら こう へい
野村 公平

再任

社外

独立役員

生年月日

1948年5月12日

所有する当社の株式数
0株

取締役会出席状況
100% (7回/7回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年4月 西川・野村法律事務所（現 野村総合法律事務所）設立（現在）
2015年6月 株式会社エムケイシステム社外取締役（現在）
2015年9月 株式会社ジェイテックコーポレーション社外監査役（現在）
2016年6月 アルインコ株式会社社外取締役監査等委員（現在）
2018年8月 当社社外取締役（現在）

社外取締役候補者とした理由

野村公平氏は、過去に社外取締役および社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として長年培ってこられた豊富な法律知識を有し、他の会社の社外取締役および社外監査役に就任されていることによる優れた見識と幅広い経験を活かし、かつ、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 清水春生、横田隆司、野村公平の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役在任期間について、清水春生、横田隆司、野村公平の3氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって清水氏は3年、横田氏は2年、野村氏は1年となります。
4. 当社は、清水春生、野村公平の両氏を、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、同旨の届出を継続する予定であります。
5. 当社は、清水春生、横田隆司、野村公平の3氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、3氏が社外取締役に再任された場合、同契約を継続する予定であります。なお、この契約内容の概要は、法令で定める最低責任限度額を賠償責任限度額とするというものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山下恭史氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

そのだあつひろ
園田篤弘

新任

社外

生年月日

1965年7月26日

所有する当社の株式数

0株

略歴および重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社高島屋入社
2009年3月 高島屋スペースクリエイツ株式会社出向
2011年3月 同社総務部副部長
2016年3月 同社経理部経理担当部長
2016年9月 株式会社高島屋企画本部財務部財務担当次長
2018年10月 同社企画本部財務部財務担当部長
2019年3月 同社企画本部財務部副部長（現在）

社外監査役候補者とした理由

総務、経理、財務部門における経験を通じて培われた企業管理に関する専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただけると判断し社外監査役候補者としました。なお、株式会社高島屋は当社の株式を13%所有する主要株主であります。取引上の関係は、売上・仕入金額とも全体の1%未満であり、利益相反の生じるおそれはないと判断しました。

- (注) 1. 園田篤弘氏は新任の社外監査役候補者であります。
2. 園田篤弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 園田篤弘氏が社外監査役に選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、この契約内容の概要は、法令で定める最低責任限度額を賠償責任限度額とするというものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号 1

かわ い かつ や
河合 勝也

生年月日

1959年9月1日

略歴および重要な兼職の状況

1983年4月 当社入社

2008年6月 当社総務部長（現在）

2009年8月 関西ラボラトリー株式会社監査役（現在）

所有する当社の株式数

2,739株

候補者
番号 2

あ き や ま ひろし
秋山 洋

社外

生年月日

1969年8月6日

略歴および重要な兼職の状況

1994年4月 弁護士登録

御堂筋法律事務所勤務

2003年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所に改組

同法人社員弁護士（現在）

所有する当社の株式数

0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 秋山 洋氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。同氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

3. 秋山 洋氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

第5号議案 当社取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年8月30日開催の第117回定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額300百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より対象取締役が当社社外取締役を除く取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任または退職する時点の直後の時点までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、上記（1）に定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

また、対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、上記（1）に定めるいずれの地位からも退任または退職した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮に入れた上で、当社の「会計監査人評価及び選定基準」に従って、専門性、独立性およびグローバルな監査体制等を総合的に勘案した結果、有限責任 あずさ監査法人が適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地および沿革等は、次のとおりであります。

(2019年7月1日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
事務所	主たる事務所 東京都新宿区津久戸町1番2号 従たる事務所 札幌、仙台、北陸、北関東、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡	
沿革	1985年7月 監査法人朝日新和会計社設立 1993年10月 井上斎藤英和監査法人と合併し、名称を朝日監査法人とする 2004年1月 あずさ監査法人と合併し、名称をあずさ監査法人とする 2010年7月 有限責任監査法人に移行し、名称を有限責任 あずさ監査法人とする	
概 要	資本金	30億円
	構成人員	公認会計士 3,236名 (代表社員34名、社員505名)
		公認会計士試験合格者 1,053名
		監査補助職員 1,063名 (特定社員34名、うち代表社員1名)
		その他職員 726名
		合 計 6,078名
	監査証明業務	3,640社

以 上

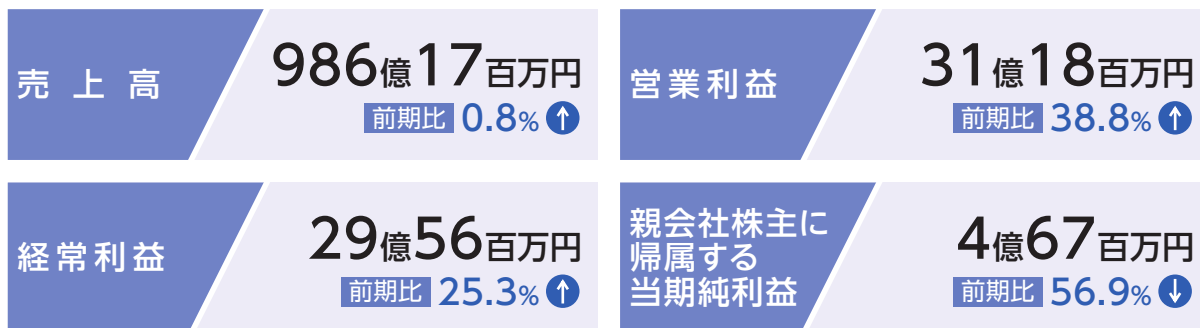
1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用、所得環境が緩やかな回復基調を維持し、企業収益も底堅く推移したものの、米中貿易摩擦の長期化の懸念等から先行きに対する警戒感が強まりました。

当社グループは、第5次中期3ヵ年経営計画「2020」の基本方針のもと、2年目の目標達成に向け諸施策を展開いたしました。売上は、中国で日系自動車メーカーの販売が拡大したことから自動車内装事業が堅調に推移し、前期比増収となりました。営業利益および経常利益は増益となったものの、親会社株主に帰属する当期純利益は、米国子会社Suminoe Textile of America Corporationの減損損失および投資有価証券売却損を特別損失に計上したことから減益となりました。

以上の状況から当期の連結業績は、売上高986億17百万円（前期比0.8%増）、営業利益31億18百万円（同38.8%増）、経常利益29億56百万円（同25.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4億67百万円（同56.9%減）となりました。

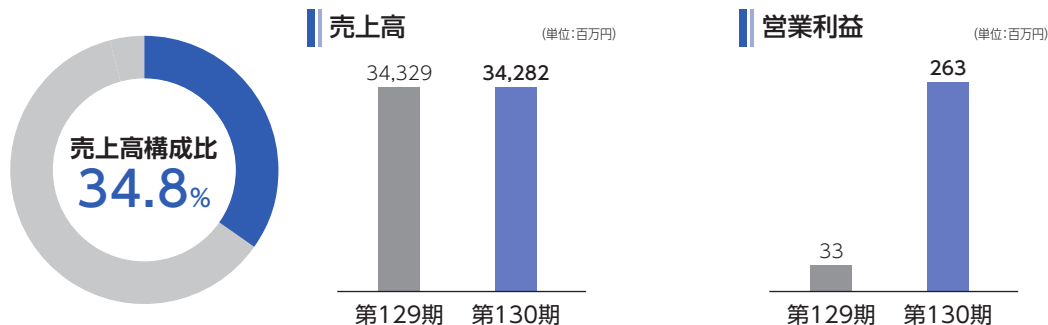


セグメントの業績については、次のとおりであります。

インテリア事業

業務用カーペットでは、売上は前期を上回りました。インバウンド需要を受け、宿泊施設や商業施設等の新築およびリニューアル案件が増え、フックカーペットやロールカーペットが好調に推移しました。また、水平循環型リサイクルタイルカーペット「ECOS®（エコス）」は、海外輸出は伸び悩みましたが、国内市場は大型案件もあり前期並みに推移しました。一般家庭向けカーペット、ラグ・マットでは、市場環境の低迷を背景に売上は前期を下回りました。カーテンでは、医療・福祉・教育施設向けのコントラクトカーテン「Face」が大型案件の受注により好調に推移し、2018年7月に発売した一般家庭向けカーテン「U Life®（ユーライフ）Vol.9」も前期の同シリーズを上回りましたが、「mode S®（モードエス）Vol.8」等が伸び悩み、売上は前期を下回りました。壁装関連では、2019年2月に発売した量産タイプの「ルノン マークⅡ Vol.23」は伸び悩みましたが、リフォーム向けの壁紙「ルノンホーム」や襖紙「ルノン 凜」等が好調に推移し、売上は前期並みとなりました。

以上の結果、インテリア事業では、売上高342億82百万円（前期比0.1%減）、営業利益2億63百万円（同691.6%増）となりました。

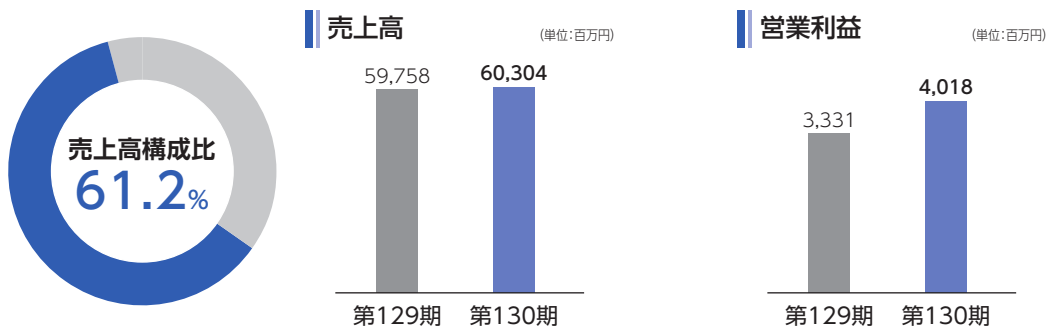


自動車・車両内装事業

自動車関連全体では、売上、営業利益ともに前期を上回りました。海外は、中国では日系自動車メーカーの販売拡大が奏効し、タイでも堅調に推移しました。また、メキシコでは、新規商材の受注により好調となり、北中米全体の営業利益は前期を上回りました。よって、海外全体では、売上、営業利益ともに前期を上回りました。国内は、当社グループが内装材を受注した車種の新車効果が一巡したことに加え、原材料費および物流費の高騰が影響し、売上、営業利益ともに前期に届きませんでした。

車両関連全体では、売上は前期を上回りましたが、営業利益は下回りました。鉄道向けは、JRおよび私鉄の新車案件やリニューアル案件の受注が堅調に推移しました。また、非繊維商材の販売も好調となり、売上は前期を上回りました。バス向けは、前期に引き続き大型バスの需要が回復せず、新車生産およびリニューアルともに低調となり、売上は前期を下回りました。航空機向けは、前期並みの売上となりました。

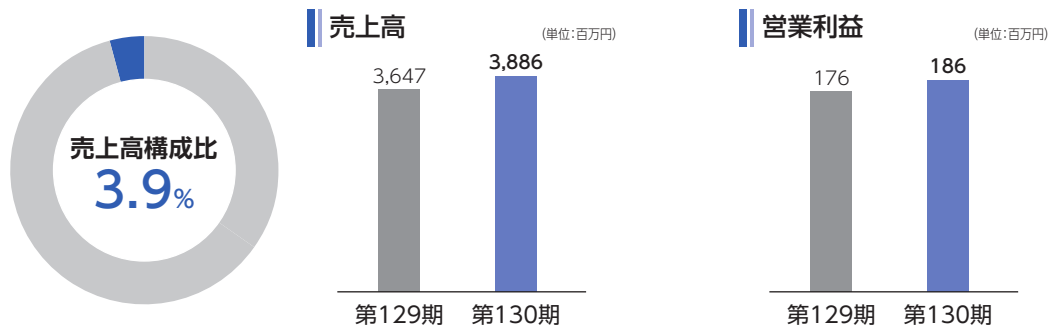
以上の結果、自動車・車両内装事業では、売上高603億4百万円（前期比0.9%増）、営業利益40億18百万円（同20.6%増）となりました。



機能資材事業

消臭・フィルター関連は、新規受注の獲得および暖房機向け消臭フィルターが好調に推移し、増収増益となりました。また、ホットカーペットも受注数を伸ばし増収増益となりました。建築・土木用資材およびブラシ用毛材「KEAT-貴糸®」も堅調に推移し、増収増益となりました。一方、浴室向け床材は減収となり、学童向けマット、ダストマット向けポリエステル長繊維「スミトロン®」および航空機向けカーペットも振るわず、減収減益となりました。

以上の結果、機能資材事業では、売上高38億86百万円（前期比6.6%増）、営業利益1億86百万円（同5.5%増）となりました。



2. 資金調達の状況

資金調達につきましては、設備投資および借り換えのため、金融機関からの借入で37億円調達いたしました。
また、2019年1月31日に第8回無担保社債の発行で10億円調達いたしました。

3. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は16億17百万円であり、その主なものは、当社基幹システムの再構築ならびに当社奈良事業所および尾張整染株式会社における機械設備の更新であります。

4. 財産および損益の状況の推移

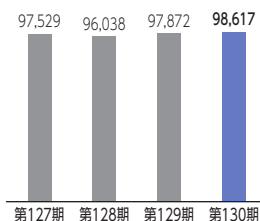
(単位：百万円)

区 分	第127期 (2016年5月期)	第128期 (2017年5月期)	第129期 (2018年5月期)	当連結会計年度 第130期 (2019年5月期)
売上高	97,529	96,038	97,872	98,617
経常利益	2,883	1,364	2,358	2,956
親会社株主に帰属する当期純利益	245	26	1,083	467
1株当たり当期純利益	32円52銭	3円50銭	143円66銭	65円36銭
純資産	37,178	37,398	38,541	35,271
総資産	86,878	90,254	92,181	87,975

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により算出しております。
 2. 2017年12月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第127期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第129期の総資産については、遡及適用後の数値を記載しております。

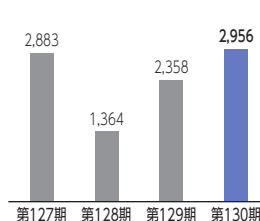
売上高

(単位：百万円)



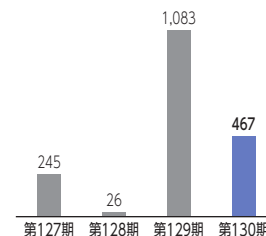
経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



5. 対処すべき課題

○第5次中期3ヵ年経営計画「2020」

当社は、「企業ガバナンスの再構築」と「事業の成長」の2つをテーマとする、第5次中期3ヵ年経営計画「2020」を2017年6月よりスタートし、以下の課題に取り組んでおります。

① コンプライアンス遵守ならびに管理体制の見直し

経営幹部と従業員が情報共有し、双方向コミュニケーションを図りながら、一体となって諸問題の解決にあたるため、以下の施策に取り組んでおります。

- ・ 全社統一フォーマットによる「週報」・「月報」の報告義務化
- ・ 経営幹部による「歩き回る経営」

② 基幹システムの再構築

収支や在庫をタイムリーに把握、経営判断に活かし、また、効率的かつ効果的なモニタリングを行うため、グローバルで基幹システムの再構築を進めております。

③ 事業の拡大

お客様のニーズに柔軟かつタイムリーに応えるべく、以下の3つのテーマのもと、果敢にチャレンジしてまいります。

- ・ 取扱い商材の拡大
- ・ グローバル化の強化
- ・ 高付加価値商材の開発・販売

○連結数値目標

2020年5月期は、第5次中期3ヵ年経営計画「2020」の最終年にあたります。国内経済は、緩やかな回復を続けているものの、10月に予定されている消費税増税や、海外における世界経済の減速や米中貿易摩擦等のリスクにより、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループは、当中期経営計画のテーマである「企業ガバナンスの再構築」と「事業の成長」のもと、基幹システムの再構築により経営基盤を強化しつつ、インテリア事業では、インバウンド需要の取り込みや、自動車内装事業では、新規商材の拡充と海外におけるQCD（品質・価格・供給）の充実を進めてまいります。

以上の状況から、2020年5月期は、売上高960億円、営業利益26億円、経常利益28億円、親会社株主に帰属する当期純利益13億円を計画しております。

6. 主要な事業内容（2019年5月31日現在）

下記製品の製造および販売

セグメント	主要製品
インテリア事業	カーペット、カーテン、壁紙、各種床材 等
自動車・車両内装事業	自動車・バス・鉄道車両・航空機等の内装材
機能資材事業	ホットカーペット、消臭関連商材 等

7. 主要な営業所および工場（2019年5月31日現在）

① 国内（当社および子会社）

- 支店 大阪 東京
- 営業所 札幌 仙台 さいたま 千葉 横浜 静岡 金沢
名古屋 京都 神戸 岡山 広島 福岡
- 製造事業所 奈良 滋賀 京都 稲沢 一宮 石川
- 技術・開発センター 奈良 大阪

② 海外

- 海外現地法人 Suminoe Textile of America Corporation（米国）
Bondtex, Inc.（米国）
HI-TECH FABRICS, LLC（米国）
Suminoe Textile de Mexico, S.A. de C.V.（メキシコ）
住江互太（広州）汽車繊維製品有限公司（中国）
蘇州住江小出汽車用品有限公司（中国）
住江織物商貿（上海）有限公司（中国）
蘇州住江織物有限公司（中国）
T.C.H. Suminoe Co., Ltd.（タイ）
Suminoe Koide (Thailand) Co., Ltd.（タイ）
PT.Suminoe Surya Techno（インドネシア）
PT.Sinar Suminoe Indonesia（インドネシア）
Suminoe Teijin Techno Krishna India Private Limited（インド）

8. 従業員の状況 (2019年5月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,899名	49名増

9. 主要な借入先 (2019年5月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	7,457 ^{百万円}
株式会社三菱UFJ銀行	3,915
株式会社三井住友銀行	1,090
株式会社日本政策投資銀行	933
株式会社南都銀行	712
日本生命保険相互会社	712
株式会社池田泉州銀行	703
三井住友信託銀行株式会社	687
株式会社滋賀銀行	677
みずほ信託銀行株式会社	387

- (注) 1. 上記の借入金残高には、株式会社みずほ銀行を主幹事とした合計3社によるシンジケートローンの残高が含まれております。
 2. 株式会社三菱UFJ銀行の借入金残高には、社債の残高が含まれております。

10. 重要な子会社の状況 (2019年5月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社スミノエ	300 ^{百万円}	100.0%	インテリア製品の販売
ルノン株式会社	200	100.0	インテリア製品の販売
住江テクノ株式会社	90	100.0	カーペット・不織布の製造・加工
住江物流株式会社	30	100.0	インテリア製品の保管・加工
スミノエ テイジン テクノ株式会社	450	50.1	自動車内装材の販売
Suminoe Textile of America Corporation	93,000 ^{千米ドル}	100.0	自動車内装材の製造・販売
蘇州住江織物有限公司	2,100 ^{千米ドル}	100.0	ホットカーペット本体の製造・販売
住江互太 (広州) 汽車繊維製品有限公司	7,500 ^{千米ドル}	59.0	自動車内装材の製造・販売
T.C.H. Suminoe Co., Ltd.	250 ^{百万 タイバーツ}	50.1	自動車内装材の製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の子会社9社を含む25社であり、持分法適用関連会社は2社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2 当社の株式に関する事項（2019年5月31日現在）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 30,000,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 7,682,162株 |
| 3. 株主数 | 4,082名 |
| 4. 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社高島屋	924 ^{千株}	13.51%
日本生命保険相互会社	501	7.33
林テレンプホールディングス株式会社	466	6.81
丸紅株式会社	366	5.36
株式会社みずほ銀行	234	3.43
トヨタ自動車株式会社	224	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	189	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託ユニチカ口）	178	2.61
株式会社三菱UFJ銀行	174	2.55
住江織物共栄会	150	2.20

- (注) 1. 当社は、自己株式を837,557株保有しておりますが、上記株主からは除外しております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取締役会決議日	取得した期間	取得した株式の数	取得価額の総額
2018年9月10日	2018年9月11日から2018年11月9日	454 ^{千株}	1,453 ^{百万円}
2019年1月11日	2019年1月15日から2019年5月31日	243	603
	合計	697	2,057

(注) 取得した株式の種類は全て普通株式です。

3 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役（2019年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 取締役会長兼社長	吉 川 一 三	株式会社近鉄百貨店社外取締役 株式会社エクセディ社外取締役
代表取締役 専務取締役	谷 原 義 明	産業資材事業部門長 スミノエ テイジン テクノ株式会社代表取締役社長 Suminoe Textile of America Corporation CEO 住江互太（広州）汽車繊維製品有限公司董事長 T.C.H. Suminoe Co., Ltd. CEO
代表取締役 専務取締役	飯 田 均	管理本部長 社長補佐
取 締 役	沢 井 克 之	インテリア事業部門長 株式会社スミノエ代表取締役社長
取 締 役	永 田 鉄 平	管理本部経営企画室部長 CSR推進室部長
取 締 役	清 水 春 生	バンドー化学株式会社社外取締役監査等委員
取 締 役	横 田 隆 司	株式会社高島屋執行役員
取 締 役	野 村 公 平	野村総合法律事務所代表弁護士 株式会社エムケイシステム社外取締役 株式会社ジェイテックコーポレーション社外監査役 アルインコ株式会社社外取締役監査等委員
常 勤 監 査 役	小 瀧 邦 彦	
監 査 役	山 下 恭 史	高島屋スペースクリエイツ株式会社代表取締役副社長
監 査 役	橋 本 雅 至	丸紅インテックス株式会社代表取締役社長 丸紅株式会社理事

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
2018年8月30日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって、取締役三村善英氏は任期満了により退任いたしました。
2. 当期中の監査役の異動
2018年8月30日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって、監査役世一秀直氏は辞任により退任いたしました。
3. 取締役の清水春生、横田隆司、野村公平の3氏は、社外取締役であります。
4. 社外取締役の清水春生、野村公平の両氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

5. 監査役の山下恭史、橋本雅至の両氏は、社外監査役であります。
6. 常勤監査役の小瀧邦彦氏は、経理・財務部門における豊富な業務経験により、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2000年8月より執行役員制度を導入しております。なお、取締役のうち谷原義明、飯田 均、沢井克之および永田鉄平の4氏は上席執行役員を兼務しております。
- 2019年5月31日現在の執行役員（取締役を兼務する4氏の上席執行役員を除く）は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
上席執行役員	渡 辺 糾	車両資材事業部門長
上席執行役員	丸 山 敏 朗	産業資材事業部門事業統括部長 同部門カーペット・用品事業部長
上席執行役員	松 山 光 伸	株式会社スミノエ常務取締役
上席執行役員	新 實 啓 悦	Suminoe Textile of America Corporation COO
執行役員	岩 崎 裕 二	産業資材事業部門営業統括部名古屋第二営業部長
執行役員	木 村 栄一郎	技術・生産本部長 住江テクノ株式会社代表取締役
執行役員	松 山 孝	管理本部人事部長
執行役員	駒 形 淳 一	産業資材事業部門営業統括部長 同部門営業統括部名古屋第一営業部長
執行役員	薄 木 宏 明	管理本部経理部長 同本部購買部長
執行役員	市 川 清 一	Suminoe Textile of America Corporation Director・EVP
執行役員	関 口 修 一	株式会社スミノエ取締役
執行役員	福 岡 正 也	機能資材事業部門長 同部門機能資材事業部長 同部門新規事業推進統括室統括部長 蘇州住江織物有限公司 董事長

2. 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役（うち社外取締役）		監査役（うち社外監査役）		計	
人員（名）	金額 （百万円）	人員（名）	金額 （百万円）	人員（名）	金額 （百万円）
9 (3)	151 (10)	4 (3)	24 (7)	13	176

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額 300百万円以内
(2006年8月30日 定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額 48百万円以内
(2006年8月30日 定時株主総会決議)
3. 報酬等の総額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額6百万円を含んでおります。
4. 当期末現在の取締役は8名（うち社外3名）、監査役は3名（うち社外2名）であります。

3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の兼職状況および当社との関係

取締役の清水春生氏は、バンドー化学株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、同社は当社との取引関係はありません。

取締役の横田隆司氏は、株式会社高島屋の執行役員を兼職しており、同社は当社の取引先ではありますが、当社における事業等の意思決定に影響を与え得る取引関係にはありません。

取締役の野村公平氏は、野村総合法律事務所の代表弁護士であり、株式会社エムケイシステムの社外取締役、株式会社ジェイテックコーポレーションの社外監査役およびアルインコ株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当該法律事務所および他3社は当社との取引関係はありません。

監査役の山下恭史氏は、高島屋スペースクリエイツ株式会社の代表取締役副社長を兼職しており、同社は当社の取引先ではありますが、当社における事業等の意思決定に影響を与え得る取引関係にはありません。

監査役の橋本雅至氏は、丸紅インテックス株式会社の代表取締役社長および丸紅株式会社の理事を兼職しており、両社は当社の取引先ではありますが、当社における事業等の意思決定に影響を与え得る取引関係にはありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	清 水 春 生	当事業年度中に開催の取締役会9回のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	横 田 隆 司	当事業年度中に開催の取締役会9回のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	野 村 公 平	社外取締役選任後に開催の取締役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 下 恭 史	当事業年度中に開催の取締役会9回のうち6回、監査役会10回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	橋 本 雅 至	社外監査役選任後に開催の取締役会7回のうち7回、監査役会7回のうち7回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と、社外取締役の清水春生、横田隆司、野村公平の3氏および社外監査役の山下恭史、橋本雅至の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

④ その他社外役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 56百万円 |
| ② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 56百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に、前事業年度に係る追加報酬の額が30百万円あります。

3. 会計監査人に関するその他の事項

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議を得て会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

5 会社の体制および方針

1. 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループが業務の適正を確保するための体制として、当社の取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の代表取締役社長はコンプライアンス宣言し、当社の取締役はコンプライアンス経営を実践するための基本方針として定めている「住江織物グループ企業行動規範」、「住江織物グループ企業行動基準」（以下、グループ行動規範という）を率先して遵守し、当社グループ全体におけるコンプライアンス経営の徹底を図る。
 - ② 当社グループのCSR推進委員会コンプライアンス・リスクマネジメント部会は、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、当社グループの取締役および使用人への啓蒙教育を実施する。また、コンプライアンス上の重要な問題を付議し、審議結果を当社の取締役会に適宜報告する。
 - ③ 当社グループの使用人が法令、定款などに違反する行為およびグループ行動規範に反する行為を発見した場合、直接に通報する手段を確保するため「企業倫理ホットライン」を設置し運営する。「企業倫理ホットライン」には専用の社内窓口と弁護士による社外窓口の2ラインを設置し、通報者の匿名性とともにも通報者が不利益を被らない体制を確保する。また、ハラスメントに関しては専門家が対応する外部窓口を別途設置している。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 当社の取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内文書管理規程に基づき記録し、文書管理規程により少なくとも10年間は保存し管理する。当社の取締役、監査役、会計監査人から閲覧の要請があるときは、これを閲覧に供する。
 - ② 当社グループは、IT上を流通する情報やコンピュータおよびネットワークなどの情報システム（以下、情報資産）を人、物、金、に続く第4の重要な資産と位置付け、この情報資産を保護/管理する「情報セキュリティマネジメント」を実施するために『情報セキュリティポリシー』を策定する。『情報セキュリティポリシー』は、当社グループの情報資産を、故意や偶然という区別に関係なく、改ざん、破壊、漏洩等から保護されるような管理策をまとめた文書である。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループのCSR推進委員会コンプライアンス・リスクマネジメント部会は、リスクマネジメント全般にわたる諸事項の審議決定機関であり、重要事項については当社の取締役会の承認を得る。
- ② 各部門の長として業務執行にあたる当社の取締役は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制の下、内在するリスクを把握、分析、評価して適切な対策を実施する。
- ③ リスクマネジメントの専任組織であるCSR推進室は、規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成などリスクマネジメント体制を支援する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営の健全性と効率性を確保するため、社外取締役を含む取締役会は経営の意思決定と業務執行の監督を行い、代表取締役社長以下執行役員は業務執行の責任を負う。執行役員の業務範囲は取締役会で定め、その責任と権限を明確にする。
- ② 経営に関する重要事項については、執行役員を兼務する取締役により構成される経営会議（週1回定時開催）の審議を経て、取締役会へ付議され執行決定を行う。
- ③ 当社の取締役会はグループ全体の中期経営計画および年度事業計画を策定し、執行役員はその達成に向けて職務を遂行する。取締役会は定期的に執行役員から業績のレビューと改善策を報告させ実績管理を行う。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社並びにグループ会社は、グループ行動規範を遵守しつつ、企業の独立性・独自性を堅持した経営を行う。
- ② 当社は毎月開催される各事業部門会議を通じてグループ会社の経営を監督する。
- ③ 当社の監査役がグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行うためグループ会社監査連絡会を設置する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社は監査役の要請がある場合には、監査役の職務を補助する使用人を内部監査室から選任する。
- ② 当該使用人の任免・異動・人事評価に関しては常勤監査役の同意を得る。

7. 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役および使用人は以下に定める事項について発見した場合は速やかに監査役に対して報告する。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ・会社業務に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
 - ・グループ行動規範に違反する重大な事実
 - ・監査役から業務に関して報告を求められた事項
 - ② 当社グループの代表取締役、業務執行にあたる取締役および使用人は、監査役が住江織物グループ会社の業務および財産の状況を調査する場合には迅速かつ的確に対応する。
8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社の代表取締役社長は、当社の監査役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ② 当社の監査役が業務を効率的かつ効果的に行うため内部監査室の体制を充実し、当該監査役の職務を支援することを職務分掌規程で定める。
 - ③ 当社の監査役は、会計監査人と定期的また必要に応じて会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに報告を求める。
9. 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として人事上その他一切の点で当社から不利益な取扱いを受けない旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役職務の執行に関する費用や債務の処理については、監査役職務の執行に関するものでないことが明らかである場合を除き、会社法第388条に基づき速やかに、かつ適正に行うものとする。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況
- ① 「住江織物グループ企業行動基準」に「反社会的勢力との絶縁について」の項目を設け、「社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体とは一切関わりません。特に、経営に携わる者はこのような努力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとります。また、民事介入暴力に対しては、従業員一人ひとりを孤立させず組織的に対応していきます。」として、反社会的勢力排除を訴えている。
 - ② 対応部署を総務部とし、不当要求防止責任者を総務部長と定めた。大阪府企業防衛連合協議会に加入し、警察も同席する同会の定例会議で反社会的勢力に関する情報を収集している。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づき、内部統制システムを整備・運用しております。当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス

- ① 「働きやすさアンケート2019」を実施し、労働時間・女性活躍推進・ハラスメント・再発防止策の定点観測として調査を行いました。CSR推進委員会および経営会議で結果を報告し、問題点については、各専門部会で対応を進めております。
- ② コンプライアンス教育として、「コンプライアンス・ワークショップ」および管理職・一般社員対象の「ハラスメント防止研修」をそれぞれ実施いたしました。
- ③ 「コンプライアンスガイド」を全従業員に周知徹底するため、社内イントラネットへこれを掲載いたしました。第5版より、英語版および中国語版を発行し、国内外拠点の従業員へこれを配付しております。

2. リスク管理

- ① 財務統制委員会において全社統制の中で、国内外住江織物グループのリスク評価（重要な虚偽表示のリスクを示す状況及び事象）を実施し、その結果、金額的または定量的に重要であると判断した場合は、後日評価範囲に含めることとしております。
- ② BCP（災害時事業継続計画）初動対応に基づき、2018年6月に発生した大阪北部地震発生時には、これまでに定めている訓練通りの安否確認方法が機能し、対策本部にて社員全員の安否を速やかに確認することができました。

3. 財務報告に係るグループ内部統制の推進

「財務報告に係る内部統制運用及び評価規程」および「財務統制委員会規程」に基づき、当社グループで構成される財務統制委員会を中心とした体制で整備・運用を進めております。当社グループにおいては、自己評価を行い、内部監査室が内部監査を独立的モニタリングとして実施することにより、客観性を担保しております。

自己評価およびモニタリングの範囲は、全社的統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセス、IT全般統制であります。

4. 監査役の監査の実効性

- ① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して取締役等からの報告を受けるほか、業務執行上の重要書類の閲覧や業務執行取締役のヒアリング等を通じて、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 監査役は、内部監査担当部門から定期的に報告を受ける等緊密な連携を保持することにより、その監査の有効性および効率性を確保しております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表 (2019年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	50,638
現金及び預金	7,880
受取手形及び売掛金	18,180
電子記録債権	5,673
有価証券	8
商品及び製品	9,367
仕掛品	2,011
原材料及び貯蔵品	4,287
未収還付法人税等	166
その他	3,092
貸倒引当金	△29
固定資産	37,336
有形固定資産	26,361
建物及び構築物	4,530
機械装置及び運搬具	3,136
土地	17,611
リース資産	562
建設仮勘定	121
その他	397
無形固定資産	1,421
リース資産	1
その他	1,419
投資その他の資産	9,554
投資有価証券	6,932
長期貸付金	6
繰延税金資産	1,587
その他	1,178
貸倒引当金	△150
資産合計	87,975

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	33,779
支払手形及び買掛金	15,193
電子記録債務	4,425
短期借入金	9,755
リース債務	495
未払法人税等	458
その他	3,450
固定負債	18,924
社債	1,500
長期借入金	7,293
リース債務	660
繰延税金負債	554
再評価に係る繰延税金負債	3,761
役員退職慰労引当金	95
退職給付に係る負債	4,303
その他	756
負債合計	52,704
純資産の部	
株主資本	20,560
資本金	9,554
資本剰余金	2,652
利益剰余金	10,777
自己株式	△2,423
その他の包括利益累計額	10,028
その他有価証券評価差額金	1,913
繰延ヘッジ損益	△6
土地再評価差額金	7,797
為替換算調整勘定	601
退職給付に係る調整累計額	△277
非支配株主持分	4,682
純資産合計	35,271
負債・純資産合計	87,975

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結損益計算書 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		98,617
売上原価		78,346
売上総利益		20,270
販売費及び一般管理費		17,151
営業利益		3,118
営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	182	
不動産賃貸料	252	
その他	172	621
営業外費用		
支払利息	315	
売上割引	50	
持分法による投資損失	31	
為替差損	56	
不動産賃貸費用	31	
環境対策費	57	
その他	240	783
経常利益		2,956
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	13	27
特別損失		
固定資産除売却損	34	
減損損失	527	
投資有価証券売却損	164	
投資有価証券評価損	43	770
税金等調整前当期純利益		2,212
法人税、住民税及び事業税	983	
法人税等調整額	△50	933
当期純利益		1,279
非支配株主に帰属する当期純利益		812
親会社株主に帰属する当期純利益		467

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
2018年6月1日残高	9,554	2,652	10,822	△364		22,664
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△512			△512
親会社株主に帰属する当期純利益			467			467
自己株式の取得				△2,058		△2,058
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△44	△2,058		△2,103
2019年5月31日残高	9,554	2,652	10,777	△2,423		20,560

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2018年6月1日残高	3,154	11	7,797	600	△170	11,393	4,484	38,541
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△512
親会社株主に帰属する当期純利益								467
自己株式の取得								△2,058
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△1,240	△17	-	0	△107	△1,364	198	△1,166
連結会計年度中の変動額合計	△1,240	△17	-	0	△107	△1,364	198	△3,270
2019年5月31日残高	1,913	△6	7,797	601	△277	10,028	4,682	35,271

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2019年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	31,676
現金及び預金	5,085
受取手形	450
電子記録債権	2,067
売掛金	10,181
商品及び製品	5,406
仕掛品	80
原材料及び貯蔵品	785
前渡金	219
前払費用	49
未収入金	3,357
立替金	1,611
関係会社短期貸付金	2,351
その他	40
貸倒引当金	△10
固定資産	35,494
有形固定資産	18,754
建物	2,647
構築物	150
機械及び装置	617
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	211
土地	14,793
リース資産	328
建設仮勘定	0
無形固定資産	637
ソフトウェア	458
その他	179
投資その他の資産	16,102
投資有価証券	6,188
関係会社株式	7,785
出資金	4
関係会社出資金	894
長期貸付金	0
破産更生債権等	12
長期前払費用	8
繰延税金資産	889
施設利用会員権	209
その他	176
貸倒引当金	△68
資産合計	67,171

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	26,118
支払手形	1,338
電子記録債務	4,003
買掛金	6,190
短期借入金	4,420
1年内返済予定の長期借入金	1,133
リース債務	112
未払金	691
未払費用	980
未払法人税等	25
預り金	6,176
前受収益	23
設備関係支払手形	46
設備関係電子記録債務	21
営業外支払手形	445
営業外電子記録債務	430
その他	80
固定負債	16,091
社債	1,500
長期借入金	7,252
リース債務	217
再評価に係る繰延税金負債	3,761
退職給付引当金	2,713
関係会社事業損失引当金	18
資産除去債務	155
その他	473
負債合計	42,210
純資産の部	
株主資本	15,532
資本金	9,554
資本剰余金	2,652
資本準備金	2,388
その他資本剰余金	263
利益剰余金	5,750
その他利益剰余金	5,750
繰越利益剰余金	5,750
自己株式	△2,423
評価・換算差額等	9,428
その他有価証券評価差額金	1,637
繰延ヘッジ損益	△6
土地再評価差額金	7,797
純資産合計	24,961
負債・純資産合計	67,171

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		37,269
売上原価		32,827
売上総利益		4,442
販売費及び一般管理費		4,308
営業利益		133
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,132	
不動産賃貸料	912	
その他	155	2,200
営業外費用		
支払利息	91	
不動産賃貸費用	668	
その他	162	921
経常利益		1,411
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	13	16
特別損失		
固定資産除売却損	4	
投資有価証券売却損	164	
投資有価証券評価損	43	212
税引前当期純利益		1,215
法人税、住民税及び事業税	150	
法人税等調整額	48	198
当期純利益		1,017

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2018年6月1日から2019年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
2018年6月1日残高	9,554	2,388	263	2,652	5,244	5,244	△364	17,086	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△512	△512		△512	
当期純利益					1,017	1,017		1,017	
自己株式の取得							△2,058	△2,058	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	505	505	△2,058	△1,553	
2019年5月31日残高	9,554	2,388	263	2,652	5,750	5,750	△2,423	15,532	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年6月1日残高	2,879	△3	7,797	10,672	27,759
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△512
当期純利益					1,017
自己株式の取得					△2,058
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
	△1,241	△2	－	△1,243	△1,243
事業年度中の変動額合計	△1,241	△2	－	△1,243	△2,797
2019年5月31日残高	1,637	△6	7,797	9,428	24,961

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年7月25日

住江織物株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 千原 徹也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住江織物株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住江織物株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年7月25日

住江織物株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 紳太郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千原 徹也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住江織物株式会社の2018年6月1日から2019年5月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年6月1日から2019年5月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年7月25日

住江織物株式会社 監査役会

常勤監査役 小 瀧 邦 彦 ㊟

社外監査役 山 下 恭 史 ㊟

社外監査役 橋 本 雅 至 ㊟

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図

場 所

ヒューリック心齋橋ビル7階 大阪市中央区南船場四丁目3番2号

開催場所を前回開催の定時株主総会会場から変更しておりますので、お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

大阪メトロ
御堂筋線
長堀鶴見緑地線

「心齋橋駅」下車

3番出口 徒歩2分

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。